特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和7年7月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	児童手当に関する事務					
②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する。特定個人情報ファイルについては、受給者等の審査認定、現況届の処理、支給事務、情報管理事務に利用する。					
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
受給者台帳情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条、別表81					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表81					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	健康福祉部子ども未来課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017					
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ					
連絡先	健康福祉部子ども未来課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3211					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年3月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		令和7年3月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	を入れている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	ర]	2) 十分で	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[O]委	託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	トワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]摄	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]	2) 十分で	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入事	手) []接	続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	る]	2) 十分で	を入れている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	る]	2) 十分で	· を入れている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	 ・安来市情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を実施している。 ・担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 ・システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと顔認証で制限をしており、アクセス可能な職員を年度ごとに更新することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検 [[] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正 4) 委託先における不正な使用 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシス・	リスクへの対策 然に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対 Eに使用されるリスクへの対策 用等のリスクへの対策 れるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた テムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 テムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	こ提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	・担当業務に必要な範囲でのみ閲・システムへのアクセスが可能な職	に基づき、情報セキュリティ対策を実施している。 覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 戦員は、パスワードと顔認証で制限をしており、アクセス ス権限の適切な管理を行っている。	可能な職員を

変更箇所

変更置	<u>丌</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉課長 坂野 誠	福祉課長 太田 清美	事後	
平成28年10月14日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成28年10月14日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月20日	I 5.評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉課長 太田 清美	福祉課長 高木 肇	事後	
令和1年6月10日	I 5. 評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	福祉課長 高木 肇	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2018/4/1	2019/3/31	事後	
令和1年6月10日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	安来市 総務部 総務課 〒692-8686安来市 安来町878-2	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合わせ 連絡先	安来市 健康福祉部 福祉課 総務係 〒692-0404安来市広瀬町広瀬1930-1	健康福祉部福祉課 島根県安来市広瀬町広瀬 1930番地1 0854-23-3295	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和3年7月1日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合わせ 連絡先	健康福祉部福祉課 島根県安来市広瀬町広瀬 1930番地1 0854-23-3295	健康福祉部福祉課 島根県安来市広瀬町広瀬 1930番地1 0854-23-3211	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年7月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 項番26.3 0.74.75.87	番号法第19条第8号、別表第二 項番26.3 0.74.75.87	事前	
令和5年8月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 項番26.3 0.74.75.87	番号法第19条第8号、別表第二 項番26.3 0.74.75.87.106	事後	項番の漏れ
令和5年8月15日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象 人数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2023/3/31	事後	
令和5年8月15日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2021/3/31	2023/3/31	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年7月10日	I 3. 個人番号の利用②法 令上の根拠	番号法第9条、別表第一第56項	番号法第9条、別表81	事後	
令和6年7月10日	I 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携②法 令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 項番26.3 0.74.75.87.106	番号法第19条第8号、別表81	事後	
令和7年7月16日	I 1. 特定個人情報情報ファ イルを取り扱う事務	児童手当あるいは特例給付を支給することによ り、	児童手当を支給することにより、	事後	
令和7年7月16日	I 5. 評価実施期間における 担当部署	健康福祉部 福祉課	健康福祉部 子ども未来課	事後	
令和7年7月16日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	健康福祉部 福祉課	健康福祉部 子ども未来課	事後	
令和7年7月16日	Ⅱ しきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月16日	II しきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和7年7月16日	Ⅳ 8. 人手を介在させる作業	新設	十分である。とその理由を付記	事後	
令和7年7月16日	IV 11. 最も優先度が高いと 思われる対策	新設	十分である。とその理由を付記	事後	
		•			•